

Report

市議会議員
小高ひろゆき
(初雁自由政令会所属)



2024.第35号

URL <http://www13.plala.or.jp/Odakahiroyuki/>

ご挨拶

川越市議会議員 小高 浩行

私は川越山田スポーツクラブ主催の字別対抗グランドゴルフ大会でホールインワンを始めて経験しました。寒さの厳しい季節となり、新型コロナウイルス感染症が落ち着く一方でインフルエンザが流行しています。皆様には感染症予防など健康にご留意され、充実した日々を過ごされますようお願いしています。

12月定例会では、物価高騰などによる生活困窮者支援、高齢者や障がい者施設への業務継続支援、小中学校体育館への空調設備設置第2期工事などの補正予算8件、中学校部活動の地域移行基金の条例制定1件、条例一部改正10件、条例の廃止1件、指定管理者の指定5件、財産の取得1件、同意17件の審議を行いました。また、国民健康保険税条例の一部改正について質疑し、概略を掲載しましたので、ご一読いただければ幸いです。

12月定例議会報告

議案第74号 川越市文化施設条例等の一部改正

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会に鳩山町が加入し、鳩山町の住民が本市の公共施設を利用する場合の使用料を本市の住民と同額にするため、各種公共施設の使用料規定を改正する。川越市民も鳩山町の施設を利用できます。

議案第75号 川越市行政組織条例の一部改正

保健医療部の母子保健に関する事務を、こども未来部のこども家庭センター内に移管し（場所は総合保健センター内で変わらず）行政需要に応える。

議案第76号 川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

①一般職の職員の初任給と給与表の給与月額を引き上げるとともに期末手当の年間支給月数を2.4から2.45月分(定年前再任用短

時間勤務職員は1.35から1.375月分)に、勤勉手当の年間支給月数を2.0から2.05月分(定年前再任用短時間勤務職員は0.95から0.975月分)にする。②特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に係る日額の限度額を引き上げる。③一般職の特定任期付職員の給与月額を引き上げるとともに期末手当の年間支給月数を3.3から3.4月分にする。④会計年度任用職員の給与月額を引き上げるとともに期末手当の年間支給月数を2.4から2.45月分にする。

議案第77号 特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例等の一部改正

特別職の職員で常勤の者等の期末手当の年間支給月数を0.1月分増額するために、①特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例、②川越市上下水道事業管理者の給与等に関する条例、③川越市特別職の秘書の

職の指定及び給与等に関する条例、④川越市教育委員会教育長の給与等に関する条例、⑤議会の議員の議員報酬等に関する条例を改正する。

議案第78号 川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため①川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例、②川越市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、③川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、④川越市職員の育児休業等に関する条例を改正する。

議案第79号 川越市長寿祝い金支給条例の一部改正

高齢者の増加に伴い医療・福祉需要の増加により福祉サービスの水準を維持するために長寿祝い金の受給資格を見直し、現行の77歳、88歳、99歳以上の者から、88歳、100歳及び男女のそれぞれ最高齢の者とする。これにより年間約4,600万円が福祉サービスに活用できる。

議案第80号 川越市少年指導センター設置条例の廃止

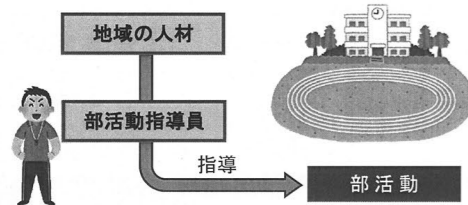
少年による刑法犯の減少などにより、青少年指導センターを廃止し事務をこども育成課に移管する。

議案第81号 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

【学校部活動の地域連携】

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものです。

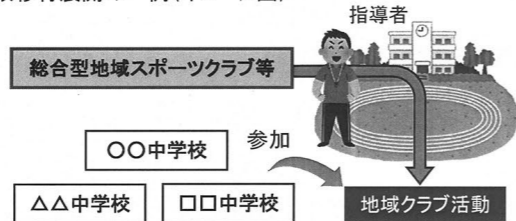
■地域連携展開の一例(イメージ図)



【学校部活動の地域移行】

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を可能な限り低廉な会費で実施します。

■地域移行展開の一例(イメージ図)



国の基準改正に伴い読替えに係る規定を整備する。

議案第82号 川越市国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の課税額を見直し、基礎課税額の所得割額を7.35から7.25%に変更し、均等割額を27,500円から31,000円に、後期高齢者支援金等課税の均等割額を9,400円から11,200円に、限度額を20万円から22万円とし、介護納付金課税額の均等割額を12,300円から13,600円とし、被保険者均等割額を24,700円から27,500円とし、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を8,400円から9,400円とし、介護納付金保険金課税額の被保険者均等割額を11,300円から12,300円に引き上げるとともに、被保険者等均等割額について総所得金額等の合算額が一定の額を超えない世帯の均等割額を増額する。出産予定者の所得割額及び均等割額の保険料を出産予定日の前1月、後3月の計4か月分を減額する。

議案第83号 川越市学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例の制定

市立中学校の部活動を地域連携及び地域移行の推進に要する経費の財源に充てるため基金を設置し複数年に渡る柔軟な運用と、公費積立のほか、市民や企業からの寄付金の受け皿とする。

議案第84号 川越市東部地域ふれあいセンターの指定管理者の指定

特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会による指定管理を5年間継続する。

議案第85号 川越市老人福祉センター西後楽会館の指定管理者の指定

社会福祉法人川越市社会福祉協議会による指定管理を5年間継続する。

議案第86号 川越市産業観光館の指定管理者の指定

公募により株式会社まちづくり川越による指定管理を10年間継続する。

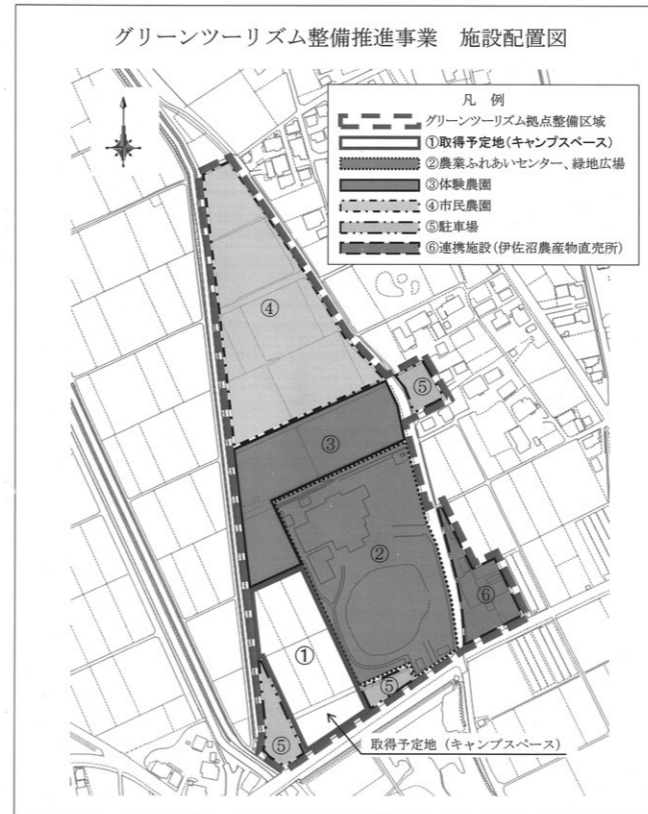
議案第87号 川越市芳野台体育館の指定管理者の指定

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターによる指定管理を5年間継続する。

議案第88号 川越市中高年齢労働者福祉センターの指定管理者の指定

公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターによる指定管理を5年間継続する。

議案第89号 グリーンツーリズム整備推進事業用地の取得



川越市グリーンツーリズム拠点施設（農業ふれあいセンター）にキャンパススペースを整備するため土地を取得する。面積7,125.35㎡、価格1億4,836万7,508円

議案第90号 令和5年度川越市一般会計補正予算(第5号)

主な歳入では国庫支出金2億1,795万9千円、県支出金8,651万4千円、ふるさと納税寄付3億9,000万円、前年度繰越金4億383万5千円、主な歳出では、運送事業者事業継続支援金9,025万円、小中学校理科室への電子黒板導入3,052万2千円、図書館の電子書籍購入2,605万3千円、給与改定による人件費6,609万円、補助金・交付金の確定に伴う償還金6,663万5千円、ふるさと納税寄付増加に伴う委託料等1億8,944万8千円、こども医療費2億7,231万3千円、認定こども園整備の工期変更及びこども家庭庁設立に伴う交付金8,947万6千円、施設型給付費等負担金（保育所等）8,802万2千円、地域型保育給付費負担金（小規模保育等）6,510万2千円、医師会夜間休日診療所の事業継続支援2,200万円、部活動地域連携・推進基金積立金1,000万3千円、小・中学校体育館の空調設備整備（第二期）1,320万円、小・中学級数増に伴う教室整備5,803万6千円など合計11億2,541万1千円を増額し、予算総額を1,275億388万1千円とする。また、1億3,359万円の繰越明許費を設定する。

議案第91号 令和5年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

給与改定による人件費61万1千円、令和4年度保険給付費等交付金等の確定償還金の追加1億3,394万2千円を増額し、予算総額326億2,605万3千円とする。

議案第92号 令和5年度川越市歯科診療事業特別会計補正予算(第1号)

給与改定による人件費56万8千円を増額し、予算総額8,426万8千円とする。

議案第93号 令和5年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

給与改定による人件費34万2千円を増額し、予算総額2億784万2千円とする。

議案第94号 令和5年度川越市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入は給与改定による他会計負担金8万8千円、収益的支出は給与改定による人件費6万9千円、また、債務負担行為の追加補正として、5～7年度まで水道料金及び下水道使用料徴収業務委託（単価契約）2,048万5千円、5～6年度まで重要施設配水管耐震化その他工事（福田）1億4,623万4千円、配水管改良その他工事（的場）1億1,850万3千円、配水管改良工事（宮元町他）1億379万6千円、配水管改良工事（的場）9,968万2千円、配水管改良工事（藤間）8,840万7千円、配水補助管改良工事（小仙波3丁目）7,280万9千円、水道工事に伴う舗装復旧工事（砂）3,339万6千円、水道工事に伴う舗装復旧工事（今成1丁目他）3,375万9千円を追加する。

議案第95号 令和5年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入は給与改定による雨水処理負担金29万9千円、他会計負担金5万5千円、他会計補助金2万2千円、消費税及び地方消費税還付金▲691万8千円、収益的支出は給与改定による人件費70万9千円、資本的支出は継続費の補正に伴い新宿町二丁目下水道人孔更生事業▲7,610万円、また、令和5～6年度の新宿町二丁目下水道人孔更生事業の継続費4億3,890万円の補正として、期間を令和5～8年度、総額を4億6,800万円とする。

議案第96号 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

医師又は歯科医師である職員の初任給調整手当の支給月額上限を308,600円から309,200円に引き上げる。本市に3人いる。

議案第97号 令和5年度川越市一般会計補正予算（第6号）

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金27億3,914万8千円を活用して、住民税非課税世帯への支援（1世帯当たり7万円）26億656万9千円、高齢者・障がい者施設等に対する物価高騰対策支援1億2,139万5千円、保育所等における給食食材費等高騰対策1,118万4千円の増額補正を行い、予算総額を1,302億4,302万9千円とする。

議案第98号 川越市戸籍法関係手数料条例の一部改正

戸籍法の改正に伴い次の手数料が追加され、マイナンバー制度を利用して本籍地以外の市町村でも戸籍謄本が発行可能になります。
①本市が本籍地でない者に係る戸籍謄本等の交付事務、②市長が受理した戸籍の届書等の画像情報の内容に係る証明書を交付する事務及び閲覧に供する事務、③戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号を発行する事務。

議案第99号 令和5年度川越市一般会計補正予算（第7号）

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9億2,151万7千円を活用して、住民税均等割のみの世帯への支援（1世帯当たり10万円）6億5,431万5千円、住民税非課税世帯及び均等割等のみの世帯を対象に18歳以下の児童1人当たり5万円の給付2億6,720万2千円の増額補正を行い、予算総額を1,311億6,454万6千円とする。

同意第8～24号 農業委員会委員の任命の同意

農業委員会委員の任期満了により氏を任命することに同意する。新たな委員（敬称略）は小和瀬康男、筋野哲夫、大野豊作、大野美智明、永堀知己、渋谷武、高橋正利、新井計男、鈴木初夫、時田重雄、小嶋光一、高橋庄一郎、皆川善平、武藤康則、永島千恵子、橋本知子、樋口直喜の皆さんです。

議案質疑報告

議案第82号川越市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑しましたので概略をご報告いたします

議案質疑風景▶



Q：国民健康保険事業の現状と今回の税率等の改定に係る条例改正の背景は

A：国民健康保険は、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多いなど、特に財政基盤が弱いという構造的な問題を抱えている。この解消を図るため平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる制度改革が行われた。本市としては埼玉県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」を踏まえ「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」を策定し、医療費の適正化や保険税設定の見直し、収納率向上対策などの取組を進めることで、赤字の解消・削減に取り組んでいる。本市ではこれまで川越市国民健康保険赤字解消・削減計画に基づき、令和元年度から5年度課税において3回の税率等の見直しを行うなど、一般会計からの法定外繰入金、いわゆる赤字の削減を進めてきた。赤字については計画策定時より、計画最終年度の令和5年度

以降も残る見込みとなっており、引き続き残る赤字額について、令和8年度までに赤字解消を図ること及び令和9年度から標準保険税率が適用されることが埼玉県の策定している運営方針に定められており、本市としても段階的な保険料率等の見直しを令和8年度までに進める必要があると考え、令和6年度に税率等の改定を実施するものである。

Q：本市の国民健康保険の被保険者数の推移はどうか

A：平成30年度以降の各年度末時点の被保険者数は、平成30年度79,168人、令和元年度76,721人、2年度75,220人、3年度72,510人、4年度68,398人で年々減少している。主な要因は高齢化の進行に伴う後期高齢者医療制度への移行や短時間労働者などの社会保険適用拡大により、減少したものと考える。今後もしわゆる団塊世代の方が75歳の年齢到達とともに後期高齢者医

療制度へ移行していくこと、人口減少や少子化により国民健康保険の加入対象者が減少すると見込まれるとともに令和6年10月に予定される被用者保険の適用拡大が続くことにより、さらに減少していくと見込んでいる。

Q：均等割額を引き上げる理由は何か

A：平成30年度に県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことから、埼玉県は国民健康保険税の標準的な水準を表すための数値「標準保険税率」を算定しており、応能応益割合については、国のガイドラインの原則を踏まえて、県全体で概ね53対47となるように設定されている。均等割額については、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の合計額で比べた場合、本市の令和5年度の均等割額は、埼玉県が示す令和5年度の標準保険税率に対して、2万4千円以上不足となっていることから、被保険者の急激な負担とならないよう、段階的に均等割額を改定するものである。

Q：今回の税率等改定後の課税の状況はどのようになるのか

A：現行の税率等で試算した場合と比較すると収入額ベースで約2億2,716万円の増額を見込んでいる。その内訳は均等割額と所得割税額の改定で、約2億1,327万円、課税限度額の改定で約1,389万円である。また、総所得金額等の合計額が一定の額を超えない世帯及び未就学児の属する世帯に対する均等割額の減額措置により減少した

税収分が法定繰入であります保険基盤安定繰入金等で補填される額について約9,674万円の増額を見込んでいる。この国民健康保険税収の増額分と法定繰入の増額分とを合わせて合計約3億2,390万円の赤字解消の効果があると思込んでいる。所得割と均等割で集める税額の比率である賦課割合について、現行税率での試算では62対38となっており、税率等改定後の試算では59対41となる見込みで、標準保険税率に県が用いている賦課割合53対47にさらに近づくものである。

Q：川越市国民健康保険運営協議会の審議の状況はどうであったのか

A：これまで4回開催し、1回目は7月19日に「国民健康保険赤字解消・削減計画の改定」についてと併せて「国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定」について、市長が諮問し、その後、諮問の内容について国民健康保険税の概要や税率等改定の考え方等を説明し、委員の皆様からご意見を伺った。2回目は、税率等改定について、世帯構成別のモデルケースごとにシミュレーションした内容をお示しして説明し、委員の皆様から様々なご意見をいただく中で、赤字解消の目標年度である令和8年度までの改定例も併せて示してほしいとのご意見があり、3回目では、令和8年度までの改定例を示した。4回目は、答申内容についてご審議いただいたうえ、「改定はやむを得ないとの判断のもと適当と認める」答

申案をとりまとめいただき、11月14日に市長に答申が行われた。

Q：産前産後期間における国民健康保険税の減額措置の概要を伺う

A：子育て世代の更なる負担軽減、次世代育成支援等を進める観点から、出産する予定日または出産日が属する月の前月から、4か月分の均等割額と所得割額を対象に、保険税を減額しようとするもので、多胎妊婦・出産の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前からの6か月分を減額するものである。なお、本制度の施行は令和6年1月1日となるため、令和5年度は令和6年1月以降に産前産後の期間がある場合が減額の対象となる。具体的には令和5年11月以降に出産する予定または出産した被保険者が対象となり、子育て世帯への経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、所得制限を設けず対象者に対して一律の減額を行うものである。

Q：減額措置による国民健康保険税への影響はどうか

A：影響については所得や年齢、世帯構成などにより異なってくるが、減額対象となる被保険者本人の保険税がどのくらい減額されるのかを、令和6年度の税率等の改定案に基づき試算したモデルケース別のシミュレーションによると、年度を通して本市国民健康保険に加入していて、減額対象である4か月分の期間がすべて同年度内にあると仮定すると、①対象被保険者本人の

所得がなく、介護納付金分を含まない場合で、減額措置導入前は4万2,200円、導入後は2万8,000円で1万4,200円の減額となり、②対象被保険者本人の所得が200万円で介護納付金分を含まない場合、減額措置導入前は19万3,600円、導入後は12万9,000円で6万4,600円の減額となる。

Q：国民健康保険事業の今後の動向と対応について伺う

A：国民健康保険は被保険者の高齢化や高度化する医療技術及び高額薬剤の保険適用により、1人当たりの医療費は年々増大する一方、被保険者数の減少による財政規模の縮小が見込まれている。そのような状況の中で本市として、安定的に国民健康保険事業を運営するためには、赤字額を減らし財政の健全化を図ること及び被保険者の健康寿命の延伸を下支えする保険事業の実施による医療費の適正化が、安定的な国民健康保険事業の運営に寄与するものと考えている。また、国民健康保険は被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えており、低所得者に対する国民健康保険税軽減の拡充や保険者への財政支援など、国民健康保険の財政基盤の強化のため、国に対して引き続き中核市市長会や全国市長会等を通して継続的に要望していきたいと考える。



市政報告

芳野市民センター更新整備事業の取組状況

昭和44年度に建設した芳野市民センター施設については、平成21年度から川越市自治会連合会芳野支会から建替えに係る陳情書を受理し、その後も同支会、芳野地域会議、地元建設検討委員会から複数年に渡り陳情書等が提出されており、この度、市では当該施設の老朽化及び狭隘化等を解消するため、旧いるま野農業協同組合芳野支店跡地に移転整備することとなった。令和5年度の取組として、①

川越市芳野市民センター更新整備基本構想の策定、②芳野地域の方々を対象とした事業進捗報告会の開催、③移転先の旧いるま野農業協同組合芳野支店跡地について、1億1,107万3,407円で土地売買契約を締結、④(仮称)川越市芳野市民センター新築工事設計業務委託を(株)ユニバサル設計埼玉事務所と締結した。今後の予定は、令和6年度に設計業務委託を継続、7～8年度に建設工事、9年度開設を目指す。



現在の芳野市民センター▶

話題

市長要望

老朽化した山田市民センター建替えと豪雨に備え古川排水機場のポンプ増設

令和5年11月6日に川越市自治会連合会山田支会長原繁夫(北山田自治会長)様、副支会安部文雄(府川会長)様、野澤正夫(上寺山会長)様、永井徹郎(寺山会長)様、高梨勝次(福田会長)様、竹中英昭(山田西町会長)様、高橋兼一(南山田会長)様、今井文男(石田会長)様が、私と一緒に川合善明市長に面会し要望書を提出した。山田市民センター



(山田公民館含む)は建築から49年が経過し、耐震補強工事は済んでいるものの老朽化が進んでいてエレベーターもないなど利用に支障をきたしていることから、早急な建替えを要望した。また、令和元年の東日本台風など大雨により古川の内水被害が発生したため、入間川に排水する古川排水機場のポンプの増設並びに護岸整備と浚渫工事を要望した。

この市政報告の郵送を希望される方は、電話(FAX共通)049-224-7356 小高宅までご住所などをご連絡ください。また、お知り合いの方をご紹介いただきますようお願い申し上げます。